

(平成25年1月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |

鹿児島厚生年金 事案 909

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和44年6月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月30日から同年7月1日まで

私の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが分かった。

申立期間は、私がA社B工場から同社C工場に転勤した時期に当たり、継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が提出した「在籍期間証明書」から判断すると、申立人は申立期間において同社に継続して勤務し（昭和44年7月1日に、A社B工場から同社C工場に異動）、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険

事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。